

# 令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	総務省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> その他（ <u>地方消費税</u> ）		
要望項目名	認可地縁団体の制度の見直しに伴う課税特例措置の対象の拡充		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 認可時に不動産等の保有予定のない認可地縁団体</p> <p>・ 特例措置の内容 不動産等を保有する予定の有無に関わらず、認可地縁団体を設立することを可能とする制度の見直しを行う場合には、不動産等の保有予定のない認可地縁団体についても、従来の認可地縁団体に関する税制度と同様の措置を適用する必要がある。</p>		
関係条文	<p>地方税法（第24条第5項（道府県民税）、第72条の5第1項第9号（事業税）、第294条第7項（市町村民税）、第701条の34第2項（事業所税））</p>		
減収見込額	<p>[初年度] - ( - ) [平年度] - ( - ) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的 認可地縁団体制度は、平成3年、自治会等の地縁による団体の保有不動産等を巡るトラブルを防止し、地縁による団体が活動しやすくするため、不動産等の保有を前提とする簡便な法人制度として創設された。</p> <p>第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題等に対応するために必要な地方行政体制のあり方に関する答申」（令和2年6月26日）において「簡便な法人制度としての意義を維持しつつ、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、地域の住民が幅広く参画し、地域課題への取組を行う地縁法人制度として再構築すべき」とされており、また、「令和2年地方分権改革に関する提案募集」においても認可地縁団体が幅広い活動を行いやすくするための提案が出されているところである。</p> <p>そこで、認可地縁団体の認可の目的を見直し、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために設立できることとした場合においても、従来と同様の課税特例措置を適用する必要がある。</p> <p>（2）施策の必要性 平成3年度において地縁による団体（自治会、町内会等）が権利能力を有することとなる場合における課税の取扱いについては、権利能力取得の前後で同一とするための措置を講じることが必要であるとしている（例：収益事業のみ課税）。</p> <p>不動産等を保有する予定の有無に関わらず、認可地縁団体を設立することを可能とする制度の見直しを行う場合には、不動産等の保有予定のない認可地縁団体についても、従来の認可地縁団体に関する税制度と同様の措置を適用する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	認可地縁団体の制度については、地方自治法第 260 条の 2～地方自治法第 260 条の 40 に規定されている。
	政策の達成目標	認可地縁団体の認可の目的を見直し、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために設立できることとする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	不動産等の保有予定のない地縁による団体が権利能力を取得可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	法人税、消費税
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	不動産等を保有する予定の有無に関わらず、認可地縁団体を設立することを可能とする制度の見直しを行う場合には、不動産等の保有予定のない認可地縁団体についても、従来の認可地縁団体に関する税制度と同様の措置を適用する必要がある。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成3年度 創設 平成20年度 税制上公益性を有する法人としての取扱いとする改正 平成21年度～平成26年度 特例民法法人から認可地縁団体への移行に伴う改正
ページ	4—3